

防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等  
具体的な対策を求める意見書

近年、全国各地で豪雨や地震による大規模災害が頻発している。本年では、6月の大阪府北部地震、7月の西日本豪雨、8月の台風第20号、9月の台風第21号や北海道胆振東部地震が大きな被害を引き起こした。今後も、地球温暖化のさらなる進行に伴う台風の巨大化や頻度増の可能性が高まるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率が70%～80%に引き上げられたこと等を踏まえ、防災・減災への取り組みに拍車を掛ける必要がある。

そのようななか、高砂市では本年の頻発した豪雨でも、兵庫県が進める法華山谷川の改修や、本市が進める松村川の洪水・高潮対策、間の川をはじめとする市内各所での雨水ポンプ場や雨水幹線の整備ほか、ため池の改修など、市内全域で進める浸水対策事業によって、防災対策の効果が発揮された。

このことから、本市としては、健全財政に留意しつつ事業効果を検証したうえで、災害被害の軽減につながるインフラの新規整備、機能維持・向上に資する老朽化対策や維持管理を適正に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が引き上げられた南海トラフ巨大地震による津波に備えた「事前防災」の観点から、対策に必要な予算措置を講ずること。
- 2 平成30年7月豪雨や台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災事業を計画的に実施していくため、洪水対策、高潮対策、内水対策、土砂災害対策および道路防災対策等に必要な予算措置を講ずること。
- 3 災害時の機能保全や安全性確保の観点から、インフラの老朽化対策や適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。
- 4 本市が取り組む準用河川松村川の洪水・高潮対策が弾力的に推進できるよう準用河川に対する総合流域防災事業(準用河川改修事業)の総事業費の上限緩和及び地震・高潮対策河川事業の対象河川の拡充措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年(平成30年)12月14日

高砂市議会